

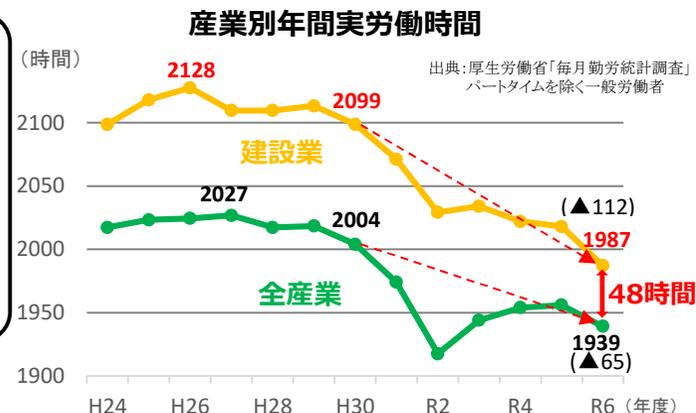
その他(情報提供資料)

1. 適正な工期の確保
2. 円滑な価格転嫁への取組
3. 処遇改善(賃上げ)に向けた取組
4. その他

1. 適正な工期の確保

建設業の働き方改革の取組

- これまでの働き方改革の取組によって、建設業の**労働時間は他産業よりも大きく減少したが、なお高水準。**
- 令和6年4月から適用された**時間外労働の上限規制に的確に対応**するとともに、将来にわたって**担い手を確保**していくため、働き方改革に取り組む必要。



最近の働き方改革の取組

1. 規制内容の周知徹底

- ・ **リーフレット**や**会議**等で、建設業界、発注者へ周知・要請
- ・ 一般国民にも**動画**等によって周知・啓発



■ 建設業者向けリーフレット (厚生労働省)



■ 動画による広報 (厚生労働省)

2. 公共工事における週休2日工事の対象拡大

- 〔直轄〕 週休2日が定着。他産業と遜色ない多様な働き方を支援
- 〔都道府県〕 原則全工事で週休2日を目指して取組を一層強化
- 〔市町村〕 国と都道府県が連携し全市町村での導入を働きかけ

3. 適正な工期設定

- ・ 中央建設業審議会が「**工期に関する基準**」を策定(R6.3改定)
 <改定の主な内容>
 - 注文者は、**時間外労働規制を遵守**して行う工期の設定に協力
 - 自然要因 (**猛暑日**) における**不稼働**を考慮して工期設定
 → 基準を踏まえた適正工期の設定を自治体・民間発注者へ働きかけ
- ・ 適正な工期の確保、建設業従事者の処遇改善に向け、**厚労省と連名で官民発注者に要請**
- ・ 建設Gメンが**実地調査**し、**是正指導**

4. 生産性の向上

- ・ 労働時間削減のノウハウ等を整理した**好事例集**を作成・横展開
- ・ 建設業従事者が活用可能なICT機器導入**支援策**の周知・拡大
- ・ 直轄工事における**工事関係書類の簡素化**

本基準は、適正な工期の設定や見積りをするにあたり、発注者 及び 受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である。

第1章 総論

- (1) 背景
- (2) 建設工事の特徴
 - (i) 多様な関係者の関与
 - (ii) 一品受注生産
 - (iii) 工期とコストの密接な関係
- (3) 建設工事の請負契約及び工期に関する考え方
 - (i) 公共工事・民間工事に共通する基本的な考え方
 - (ii) 公共工事における考え方
 - (iii) 下請契約
- (4) 本基準の趣旨
- (5) 適用範囲
- (6) 工期設定における受発注者の責務

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- (1) 自然要因： 降雨日・降雪日、河川の出水期における作業制限 等
- (2) 休日・法定外労働時間： 改正労働基準法に基づく法定外労働時間
建設業の担い手一人ひとりの週休2日（4週8休）の確保
- (3) イベント： 年末年始、夏季休暇、GW、農業用水等の落水時期 等
- (4) 制約条件： 鉄道近接・航空制限などの立地に係る制約
スクールゾーンにおける搬入出時間の制限 等
- (5) 契約方式： 設計段階における受注者（建設業者）の工期設定への関与、
分離発注 等
- (6) 関係者との調整： 工事施工前に実施する計画に関する地元説明会 等
- (7) 行政への申請： 新技術や特許工法を指定する場合、その許可がおりるまでに
要する時間 等
- (8) 労働・安全衛生： 労働安全衛生法等の関係法令の遵守、
安全確保のための十分な工期の設定 等
- (9) 工期変更： 当初契約時の工期での施工が困難な場合、工期の延長等を含め、
適切に契約条件の変更等について受発注者間で協議・合意
- (10) その他： 施工時期や施工時間、施工方法等の制限 等

第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について

働き方改革に向けた意識改革や事務作業の効率化、工事開始前の事前調整、施工上の工夫、ICTツールの活用等について、他の工事現場の参考となるものを優良事例として整理

※詳細は「工期に関する基準」の別紙として整理

第3章 工程別に考慮すべき事項

- (1) 準備
 - (i) 資機材調達・人材確保
 - (ii) 資機材の管理や周辺設備
 - (iii) その他
- (2) 施工
 - (i) 基礎工事
 - (ii) 土工事
 - (iii) 躯体工事
 - (iv) シールド工事
 - (v) 設備工事
 - (vi) 機器製作期間・搬入時期
 - (vii) 仕上工事
 - (viii) 前面及び周辺道路条件の影響
 - (ix) その他
- (3) 後片付け
 - (i) 完了検査
 - (ii) 引き渡し前の後片付け、清掃等の後片付け期間
 - (iii) 原形復旧条件

第4章 分野別に考慮すべき事項

- (1) 住宅・不動産分野
- (2) 鉄道分野
- (3) 電力分野
- (4) ガス分野

第6章 その他

- (1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応
駆け込みホットラインの活用
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた工期等の設定
受発注者間及び元下間において、協議を行い、必要に応じて適切に契約変更
- (3) 基準の見直し
本基準の運用状況等を踏まえて、見直し等の措置を講ずる

工期に関する基準 改正の概要 (令和6年3月)

- 「工期に関する基準」は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である（令和2年7月作成）。
- 令和6年4月からの建設業の時間外労働規制適用を踏まえ、規制の遵守の徹底を図るべく、同年3月に同基準を改定。

第1章 総論

- (1) 背景
- (2) 建設工事の特徴
- (3) **建設工事の請負契約及び工期に関する考え方**
- (4) 本基準の趣旨
- (5) 適用範囲
- (6) **工期設定における受発注者の責務**

・本基準を踏まえた適正な工期設定は、契約変更でも必要。

- ・受発注者間のパートナーシップ構築が各々の事業継続上重要。
- ・受注者は、契約締結の際、時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りを提出するよう努める。
- ・発注者※は、受注者や下請負人が時間外労働規制を遵守できる工期設定に協力し、規制違反を助長しないよう十分留意する。
- ・発注者※は、受注者から、時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りが提出された場合、内容を確認し、尊重する。

※下請契約における注文者も同じ

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- (1) **自然要因**
- (2) **休日・法定外労働時間**
- (3) イベント
- (4) 制約条件
- (5) 契約方式
- (6) 関係者との調整
- (7) 行政への申請
- (8) **労働・安全衛生**
- (9) 工期変更
- (10) その他

- ・自然要因(猛暑日)における不稼働を考慮して工期設定。
- ・十分な工期確保や交代勤務制の実施に必要な経費は請負代金の額に反映する。
- ・勤務間インターバル制度は、安全・健康の確保に有効。

第3章 工程別に考慮すべき事項

- (1) **準備**
- (2) 施工
- (3) 後片付け

- ・会社指揮下における現場までの移動時間や、運送業者が物品納入に要する時間も労働時間に含まれ、適切に考慮して工期を設定。

第4章 分野別に考慮すべき事項

- (1) 住宅・不動産
- (2) 鉄道
- (3) 電力
- (4) ガス

- ・資材の納入遅延や高騰は、サプライチェーン全体で転嫁する必要。

- ・各業界団体の取組事例等を更新。

第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について (優良事例集)

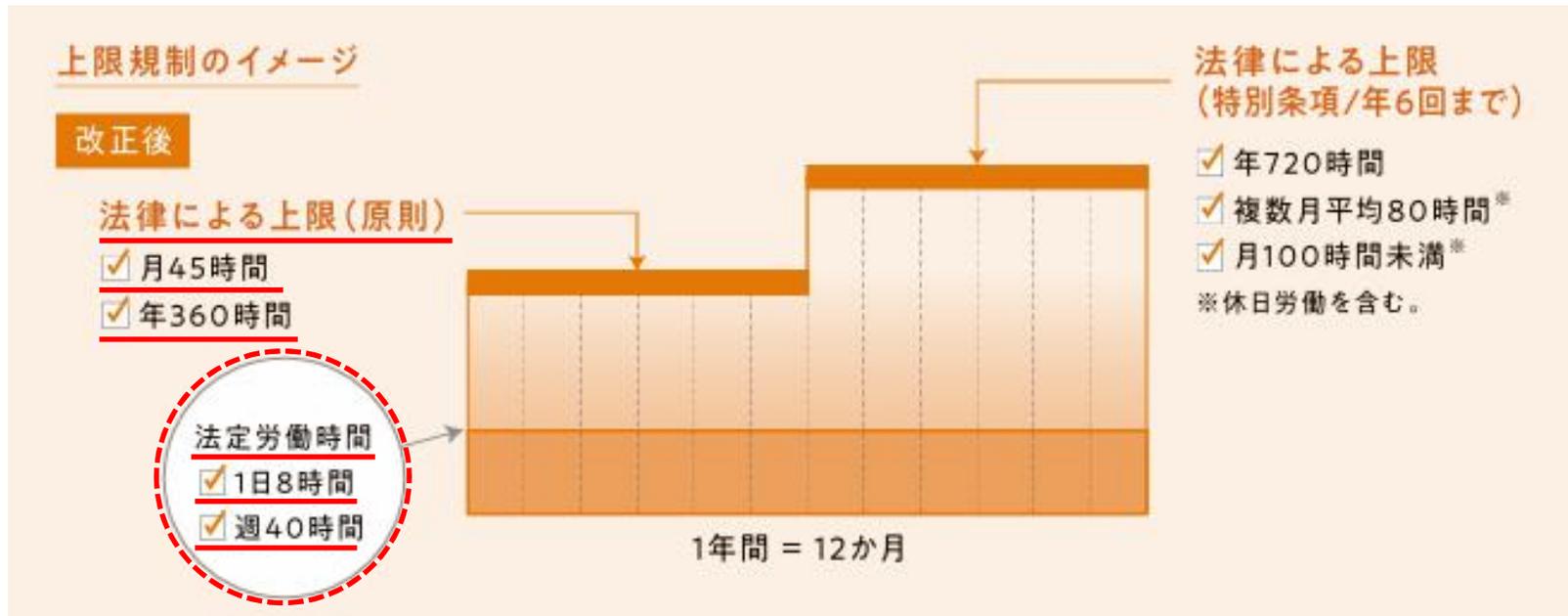
第6章 その他

- (1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応
- (2) **建設資材価格高騰を踏まえた適切な価格転嫁の対応**
- (3) 基準の見直し

- 労働基準法の改正により、時間外労働規制を見直し
- 違反した場合、使用者に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 大手企業は平成31年4月から、中小企業は令和2年4月から適用
⇒建設業は令和6年4月から適用

「労働基準法」(平成30年6月改正)

罰則:使用者に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金



事業者が安心して遵守できる環境の構築 (=「週休2日工事」の発注) が極めて重要

実施目的

建設業の将来の担い手確保の観点から、長時間労働の是正や週休2日の確保など、建設業の働き方改革を推進することが必要である。令和6年4月からの建設業への時間外労働の上限規制の適用を踏まえ、建設企業への周知、民間発注者への周知及び理解の促進を図る取組の一つとして、管内各労働局と連携した労働時間等、働き方改革に関する説明会を実施。

【 中部地方整備局の主な説明内容 】

- ◆ 適正な工期の確保について
 - 建設産業における働き方の現状
 - ・出勤日数、労働時間、休暇等の状況
 - 建設業の働き方改革の取組
 - 完全週休2日（土日）の実現等の多様な働き方への支援
 - 工期の適正化について
 - ・工期に関する基準、著しく短い工期の禁止 等
- ◆ 処遇改善に向けた取組
 - 建設業の担い手確保に向けた賃上げ施策
 - 建設業団体との賃上げ等に関する車座
 - 資材価格に関する適切な価格転嫁に向けた国交省の取組
 - 建設キャリアアップシステムについて
- ◆ 建設業法等の改正について
 - 労働者の処遇改善
 - 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止
 - 働き方改革と生産性向上
- ◆ 各種支援助成金
 - 働き方改革推進支援助成金、人材開発支援助成金 等



※過去の説明会の模様

令和7年度 労働時間等働き方改革説明会の実施状況

実施地域	実施回数	備考
岐阜県内	7回	オンライン方式
静岡県内	7回	オンライン方式
愛知県内	9回	対面又は、オンライン方式
三重県内	6回	対面方式
合計	29回	

【発注者向け】_チラシ(著しく短い工期の禁止)

民間建設工事の発注者のみなさま 著しく短い工期の契約は禁止されています

◆建設業法では、「注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。」ことが規定されています。

➡建設業就業者の長時間労働を改善するためには、適正な工期設定を行う必要があります。

「通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間」とは
単に定量的に短い工期を指すのではなく、「工期に関する基準」等に照らして不適正に短く設定された期間をいいます。

工期に関する基準 (令和2年7月20日中央建設業審議会決定・令和6年3月27日改定)

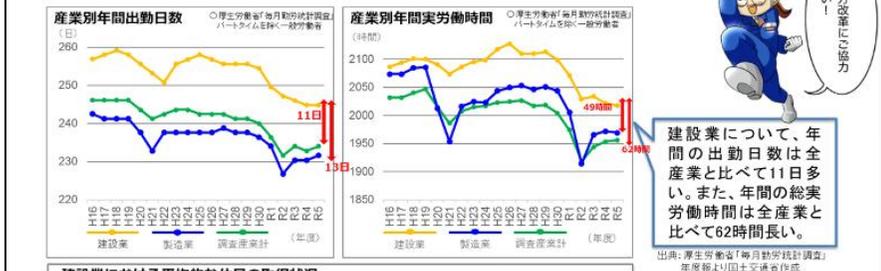
適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者(下請負人を含む)が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準です。

工期に影響を及ぼす事象を把握したら・・・

- ・地盤沈下、埋設物による土壌汚染
- ・騒音等の周辺への配慮すべき事象等

➡建設業者に対して、必要な情報を提供する必要があります。

【参考】建設業における働き方の現状



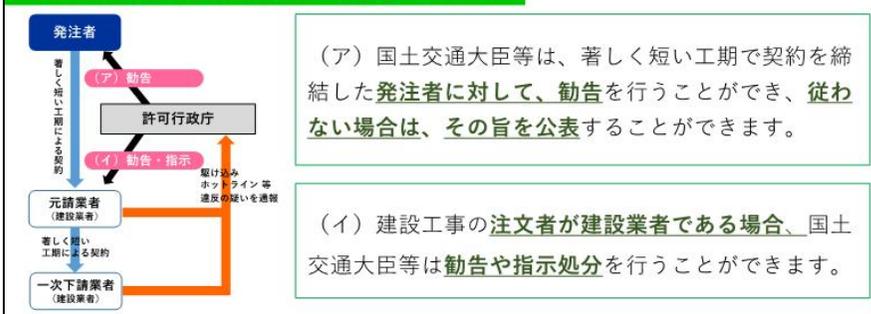
建設業における平均的な休日の取得状況

業種	技術者	技能者
全体	21.2%	25.8%
公共工事の受注がほとんど	33.8%	38.0%
民間工事の受注がほとんど	11.1%	15.1%

注: 4週8休(週休2日)以上, 4週7休程度, 4週6休程度, 4週5休程度, 4週4休程度以下, 平常休

技術者・技能者ともに4週8休(週休2日)の確保ができていない場合が多い。

「著しく短い工期の禁止」に違反した場合は?



発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン

上記ガイドラインは、受発注者間の取引において、建設業法に照らし、どのような行為が不適切であるか等を明示しています。

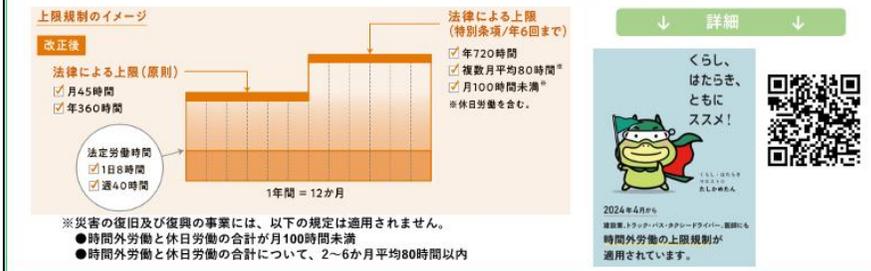
【建設業法違反となるおそれがある行為事例】

- 発注者が、早期の引渡しを受けるため、受注予定者に対して、一方的に通常よりもかなり短い期間を示し、当該期間を工期とする請負契約を締結した場合

時間外労働の罰則付き上限規制が適用されます (R6.4~)

労働基準法が改正され、R6.4.1以降、建設業における時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなりました。

上限規制を上回る違法な時間外労働時間を前提として設定される工期は、受発注者間で合意されている場合であっても、「著しく短い工期」と判断されます。



➤長時間労働を前提とした短い工期での工事は、建設業就業者の長時間労働を助長するのみならず、事故の発生や不良工事にも繋がる恐れがあります。

➤建設業の時間外労働の上限規制の適用に向けた環境整備に対し、ご理解とご協力をお願いします。

【建設企業向け】チラシ(著しく短い工期の禁止)

建設企業のみなさま

著しく短い工期の契約は禁止されています

◆建設業法では、「注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。」ことが規定されています。

➡建設業就業者の長時間労働を改善するためには、**適正な工期設定を行う必要**があります。

「通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間」とは

単に定量的に短い工期を指すのではなく、「**工期に関する基準**」等に照らして**不適正に短く設定された期間**をいいます。

工期に関する基準 (令和2年7月20日中央建設業審議会決定・令和6年3月27日改定)

適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者(下請負人を含む)が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準です。

【参考】建設業における働き方の現状



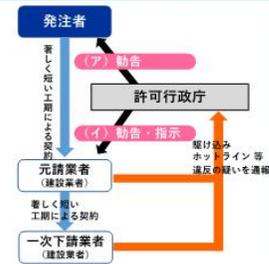
働き方改革が必要ですよ!

建設業について、年間の出勤日数は全産業と比べて11日多い。また、年間の総実労働時間は全産業と比べて62時間長い。

出典:厚生労働省「毎月勤労統計調査」年度概より国土交通省作成



「著しく短い工期の禁止」に違反した場合は?



(ア) 国土交通大臣等は、著しく短い工期で契約を締結した発注者に対して、**勧告**を行うことができ、**従わない場合は、その旨を公表**することができます。

(イ) 建設工事の**注文者が建設業者である場合**、国土交通大臣等は**勧告や指示処分**を行うことができます。

元請負人と下請負人における建設業法令遵守ガイドライン

上記ガイドラインは、元下間の取引において、建設業法に照らし、どのような行為が不適切であるか等を明示しています。

【建設業法違反なおそれがある行為事例】
○工事全体の一時中止や前工程の遅れなど、下請負人の責めに帰さない理由により工期を変更する際、通常よりもかなり短い期間を工期とする下請契約を締結した場合

建設業法違反の通報窓口(駆け込みホットライン)

0570-018-240 (ナビダイヤル) 大臣許可業者を対象に建設業に係る法令違反行為の通報を受付けています。

時間外労働の罰則付き上限規制が適用されます (R6.4~)

労働基準法が改正され、R6.4.1以降、建設業における時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなりました。

上限規制を上回る違法な時間外労働時間を前提として設定される工期は、受発注者間で合意されている場合であっても、「著しく短い工期」と判断されます。

改正後

法律による上限(原則)

- 月45時間
- 年360時間

法定労働時間

- 1日8時間
- 週40時間

法律による上限(特別条項/年6回まで)

- 年720時間
- 複数月平均80時間*
- 月100時間未満*

* 休日労働を含む。

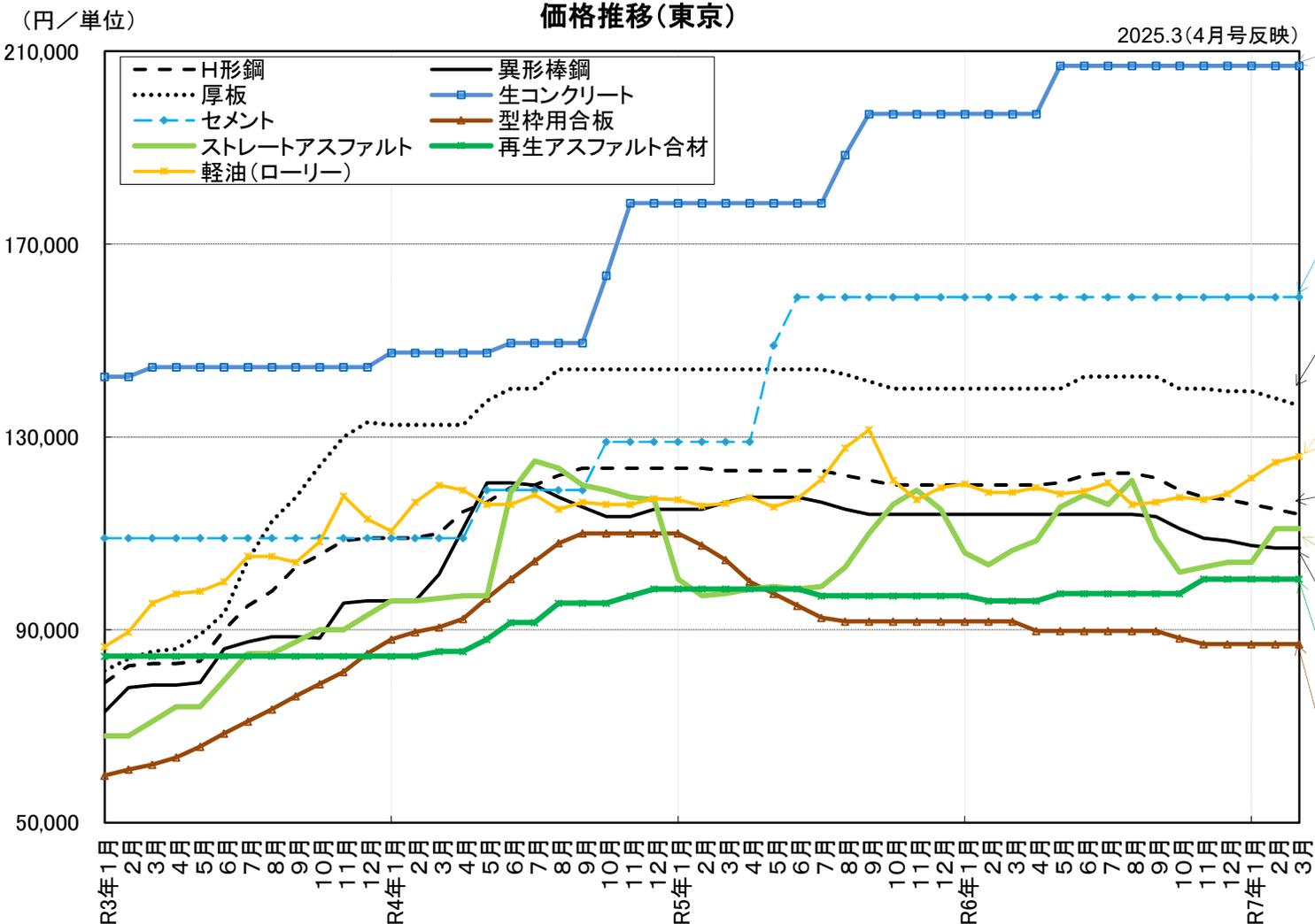
↓ 詳細 ↓

- 長時間労働を前提とした短い工期での工事は、建設業就業者の長時間労働を助長するのみならず、事故の発生や不良工事にも繋がる恐れがあります。
- 受注者は、適正な工期の見積の提出に努め、受発注者間・元下間で協議・合意の上で適正な工期を設定し、工期のダンピングをしてはなりません。

2. 円滑な価格転嫁への取組

(4)主要建設資材の価格推移

- 2021年(令和3年)後半から原材料費の高騰やエネルギーコストの上昇等により、各建設資材価格が高騰。
- 2023年以降は資材によって傾向は異なるものの、全体としては高止まりが続いている状況。
- 足元では、全国的に生コンクリート・セメントの騰勢が続いており、今後の状況を引き続き注視。



生コンクリート (円/10m ³)	2025年3月	¥207,000 (+5.1%)
(2024年3月)	¥197,000	
セメント (円/10t)	2025年3月	¥159,000 (±0.0%)
(2024年3月)	¥159,000	
厚板 (円/t)	2025年3月	¥136,500 (-2.5%)
(2024年3月)	¥140,000	
軽油 (円/kl)	2025年3月	¥126,000 (+6.3%)
(2024年3月)	¥118,500	
H形鋼 (円/t)	2025年3月	¥114,000 (-5.0%)
(2024年3月)	¥120,000	
ストレートアスファルト (円/t)	2025年3月	¥111,000 (+4.2%)
(2024年3月)	¥106,500	
異形棒鋼 (円/t)	2025年3月	¥107,000 (-6.1%)
(2024年3月)	¥114,000	
再生アスファルト合材 (円/10t)	2025年3月	¥100,500 (+4.7%)
(2024年3月)	¥96,000	
型枠用合板 (円/50枚)	2025年3月	¥87,000 (-5.2%)
(2024年3月)	¥91,750	

※「建設物価」と「積算資料」の平均価格を表示
 出典:「建設物価」(一般財団法人 建設物価調査会)、「積算資料」(一般財団法人 経済調査会)

サプライチェーン全体で、建設資材に関する適切な価格転嫁が図られるよう、受注者・発注者(施主)間を含めた建設工事に関する環境整備を進めることが必要

これまでの取組

直轄工事において、スライド条項の運用等適切な対応を実施するとともに、地方公共団体等に対し、最新の実勢価格を反映した適正な予定価格の設定やスライド条項の適切な運用等を要請

- 公共発注者・民間発注者・建設業団体に対し、**スライド条項等の適切な設定・運用や必要な契約変更の実施等を要請**（公共発注者に対しては、資材単価の適時の改定・調査頻度を増やすこと等も併せて要請）
- 都道府県における**資材単価の設定状況等について見える化**し、改善を働きかけ
- 元請下請/受発注者間における請負代金等の契約締結状況について**モニタリング調査を実施**

今後の更なる取組

- 地方公共団体における**①資材単価の設定状況、②スライド条項の設定・運用状況について調査**
- **全国の都道府県主催会議(公契連)において、適正な予定価格の設定・スライド条項の適切な運用等について市区町村へ直接働きかけ**
- 適切なリスク分担等により価格転嫁が図られるよう、受発注者間で標準約款の適切な活用を働きかけるとともに、**資材価格変動に対応しやすい契約について検討**

サプライチェーン全体で、建設資材に関する適切な価格転嫁が図られるよう、**受注者・発注者（施主）間を含めた建設工事に関する環境整備を進めることが必要**

○直轄工事では、最新の実勢価格を反映して適正に予定価格を設定し、スライド条項も適切に運用

○次のとおり、官民の発注者や建設業団体に対して働きかけ。

【主な取組】

➤ 資材単価は、調査頻度を増やして適時改定（文書要請）。

国 県 市

→都道府県による資材単価の設定状況に見える化。

※都道府県や市区町村に対しては、総務省と連名での要請（通知）のほか
会議の場を通じた直接の働きかけを実施

（都道府県・指定都市との課長級会議（ブロック監理課長等会議）、市町村向け会議（都道府県主催の会議：公契連））

➤ スライド条項等の適切な設定・運用、必要な契約変更の実施(文書要請)。

国 県 市 民 建

➤ 元請下請間/受発注者間の契約締結状況を調査し、請負代金等をモニタリング。

国 県 市 民 建

働きかけの対象

国…国・特殊法人等

県…都道府県

市：市区町村

民：民間発注者

建：建設業団体

◎ 公共工事標準請負契約約款

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第26条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

〔注〕○の部分には、原則として、「14」と記入する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各号の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の定めにかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

〔注〕○の部分には、原則として、「14」と記入する。

◎ 民間建設工事標準請負契約約款

（請負代金額の変更）

第31条 発注者又は受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方に対して、その理由を明示して必要と認められる請負代金額の変更を求めることができる。

一 工事の追加又は変更があったとき。

二 工期の変更があったとき。

三 第三条の規定に基づき関連工事の調整に従ったために増加費用が生じたとき。

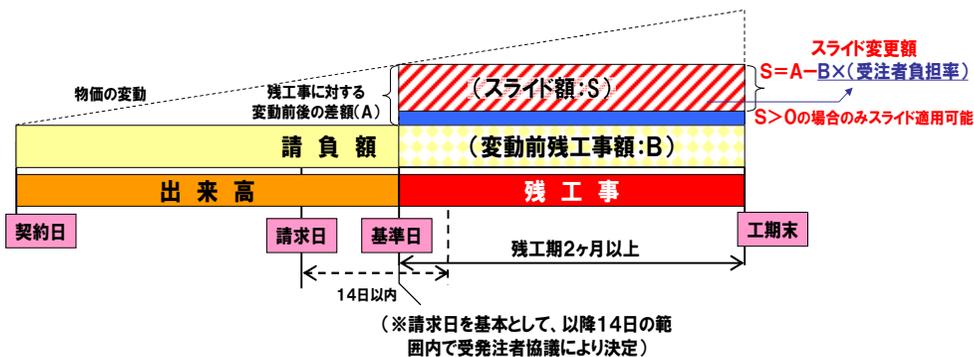
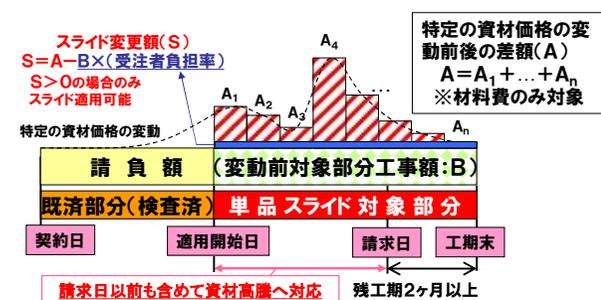
四 支給材料又は貸与品について、品目、数量、受渡時期、受渡場所又は返還場所の変更があったとき。

五 契約期間内に予期することのできない法令の制定若しくは改廃又は経済事情の激変等によって、請負代金額が明らかに適当でないと認められるとき。

六 長期にわたる契約で、法令の制定若しくは改廃又は物価、賃金等の変動によって、この契約を締結した時から一年を経過した後の工事部分に対する請負代金相当額が適当でないと認められるとき。

七 中止した工事又は災害を受けた工事を続行する場合において、請負代金額が明らかに適当でないと認められるとき。

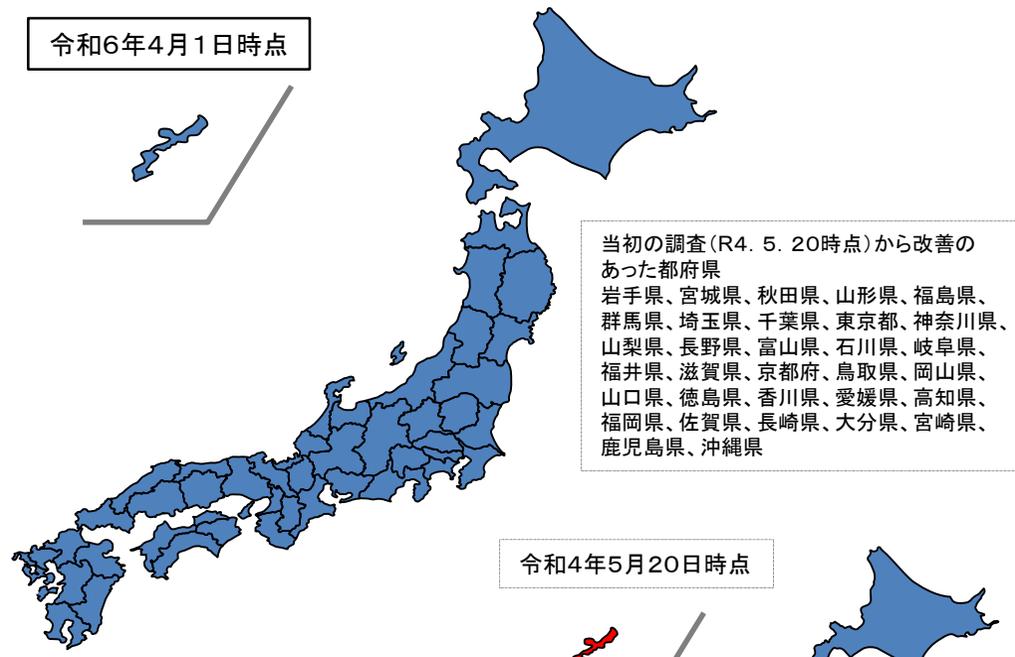
各スライド条項の比較 ※国交省直轄工事の取扱い(工事請負契約書第26条)

項目	全体スライド(第1~4項)	インフレスライド(第6項)	単品スライド(第5項)	
適用対象工事	工期が12ヶ月を超える工事	すべての工事		
請求可能な タイミング・条件	工期の始期から12ヶ月を経過した後	臨時で賃金水準の変更がなされた後で、次の賃金水準の変更までの間	特別な要因により主要工事材料の価格に著しい変動を生じた時(受発注者間の共通認識が必要)	
	スライドを請求する時点で 残工期が2ヶ月以上 ある(すべてのスライドで共通)			
条項の趣旨	緩やかな価格水準の変動に対応	急激な価格水準の変動に対応	特定の資材価格の急激な変動に対応	
請求額 変更の 方法	<p>対象となる 工事費の範囲</p> <p>請負額の内、残工事部分のみスライドを行う →基準日(基本は請求日とする)以前の変動についてはスライドしない</p> 		<p>請負額の内、部分払いを行った出来高部分を除いた部分についてスライドを行う →請求日以前の変動もスライドする</p> 	
	変更の対象とする費目	労務費、材料費、機械経費等の直接工事費部分のほか、諸経費等も対象		特定資材の 材料費のみ が対象
	受注者の負担	残工事費の 1.5%	残工事費の 1.0%	対象となる工事費の 1.0%
	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経過後に適用可能)	可能 (臨時で賃金水準の変更がなされる都度、その次の賃金水準の変更がなされるまでの間に1回適用可能)	原則不可 (特定資材について、既済部分を除く全ての数量を対象に、精算時にスライドを行うため、再スライドの必要がない) (※例外としては、複数年度契約の通年維持工事や指定部分がある工事が挙げられる)

- 都道府県が予定価格^{※1}の積算時に使用する材料単価について、その設定状況を調査。
- 物価資料を引用している^{※2}材料単価については、全47団体が、毎月、最新の物価資料の掲載価格を引用。

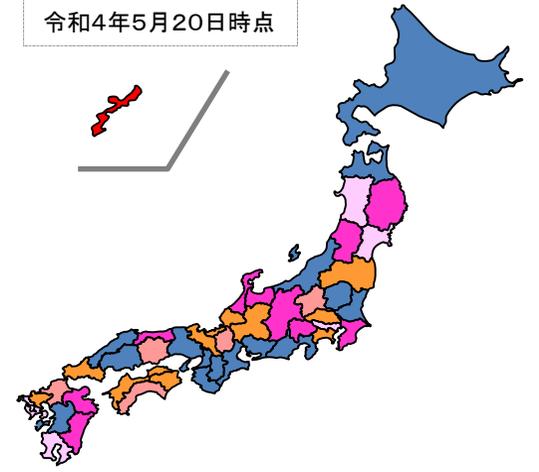
材料単価の設定状況		都道府県数
I	全ての資材で「毎月、最新の物価資料の掲載価格を引用」	47
II	主要資材は「毎月、最新の物価資料の掲載価格を引用」 (主要資材以外は、「毎月の変動率を確認し、一定の基準を満たした場合に、最新の物価資料の掲載価格を引用」)	0
III	主要資材は「毎月、最新の物価資料の掲載価格を引用」 (主要資材以外は、年数回更新)	0
IV	全ての資材で「毎月の変動率を確認し、一定の基準を満たした場合に、最新の物価資料の掲載価格を引用」	0
V	主要な資材は「毎月の変動率を確認し、一定の基準を満たした場合に、最新の物価資料の掲載価格を引用」 (主要資材以外は、年数回更新)	0
VI	最新の物価資料の掲載価格を引用していない (年数回更新)	0

令和6年4月1日時点



当初の調査(R4. 5. 20時点)から改善のあった都道府県
 岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、富山県、石川県、岐阜県、福井県、滋賀県、京都府、鳥取県、岡山県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

令和4年5月20日時点

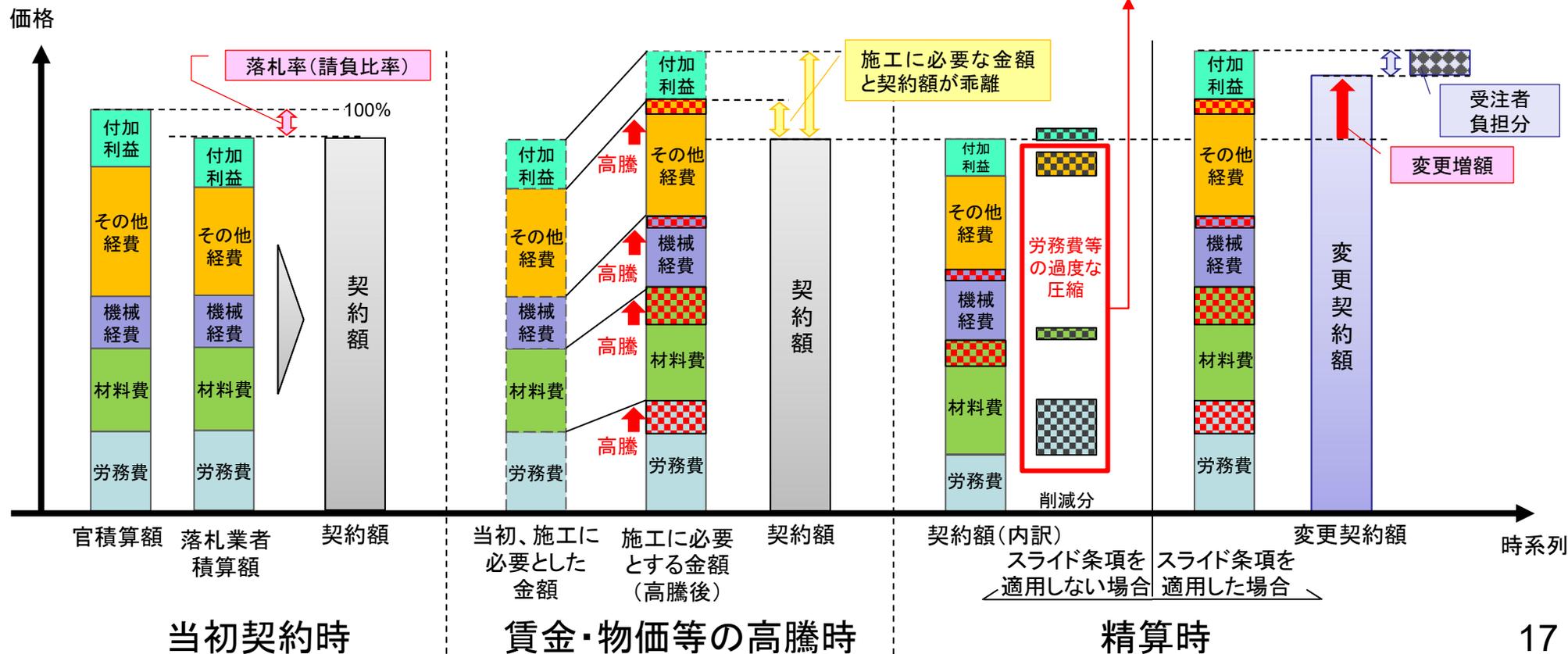


※1 入札時の当初の予定価格

※2 複数の物価資料の掲載価格の平均値を採用している 又は 一つの物価資料の掲載価格を引用している

- スライド条項とは、工事の請負契約書における、賃金や物価の変動により当初契約時の請負代金額が不相当となった場合の請負代金額の変更に関する条項のこと
- 建設工事における請負契約関係の片務性を是正することを目的に、公共工事標準請負契約約款や国土交通省直轄工事に使用される工事請負契約書では第26条に規定されている。

- 価格変動が通常合理的な範囲内である場合には、請負契約であることからリスクは受注者が負担
- 価格変動が通常合理的な範囲を超える場合には、受注者のみのリスク負担は片務的で不適切
→スライド条項を適用せずに、受注者のみに過度な負担を求めると、下請へのしわ寄せや粗雑工事等に繋がる懸念



- ◆ 国土交通省の建設業所管部局の職員である建設Gメン（令和7年度現在：148名）は、下請取引等実態調査などの書面調査や「駆け込みホットライン」に寄せられた通報等を活用し、請負契約における労務費の見積額や価格交渉の状況など、建設業法第40条の4に基づき建設工事の請負契約に係る取引実態を調査。
- ◆ 建設Gメンは、取引の適正化を通じた技能労働者等の処遇改善を目的とし、調査結果を踏まえ、不適正な取引行為に対する改善指導や許可行政庁による指導監督に必要な情報の共有を図るなどの取り組みを推進。

端緒情報

○ 下請取引等実態調査

建設工事における下請取引の適正化を図るため、毎年約3万の建設業者を対象にした書面調査

○ 駆け込みホットライン

各地方整備局等に設置された建設業法違反の疑いに関する通報を受け付ける窓口

※ 建設Gメンはこれらの情報源より、注文者と受注者の建設工事の取引における建設業法違反疑義を端緒情報として活用

主な調査項目

○ 請負代金(労務費関係)

- ・ 受注者が材料費や労務費などの建設工事に必要な経費について内訳を明示した見積書を作成しているか
- ・ 受注者が自ら低い労務費による不適正な見積提出をしていないか
- ・ 注文者が受注者の提出した見積額に対して労務費の大幅な減額を求めるなど不適正な見積変更依頼をしていないか
- ・ 「労務費に関する基準」を踏まえた労務費となっていることについて、注文者及び受注者の双方において確認されているか など

○ 工期/下請代金

- ・ 「工期に関する基準」を踏まえ、注文者及び受注者の双方が休日の確保や時間外労働を考慮して工期設定を行っているか
- ・ 資材高騰等により工期又は請負代金に影響が生じるおそれがあるときは、受注者は注文者に対して、契約締結前に必要な情報を通知しているか
- ・ 資材高騰等が発生した場合、受注者は注文者に工期又は請負代金の変更協議を申し出たか。注文者は誠実に協議に応じたか
- ・ 下請代金のうち労務費相当分を現金で支払っているか など

不適正な取引行為に対する改善指導や許可行政庁による指導監督に必要な情報の共有

取引の適正化を通じて、技能労働者の処遇改善を図る

開催背景

適正取引・価格転嫁の mindset 醸成や環境整備を進めるため、愛知県内関係機関・団体が相互に連携・協力し、「適正な取引・価格転嫁を促し地域経済の活性化に取り組む共同宣言」を発出しています。

今般、適切な価格転嫁を通じて、中小・小規模事業者の付加価値の拡大や賃上げを実現し、また、働きやすく休みやすい労働環境をつくる、いわゆる「休み方改革」につなげていくため、「取引適正化・価格転嫁促進シンポジウム」を開催するとともに、共同宣言団体に、新たに公正取引委員会事務総局中部事務所及び国土交通省中部運輸局を加え、内容を拡充するため、改めて共同宣言を発出しました。

概要

- 開催日：令和7年2月25日(火) 14:30~17:15
- 講演・パネルディスカッション
 - ・講演 「価格転嫁と休み方改革の関係性」
愛知県副知事
 - ・講演 「適切な価格転嫁の実現に向けた公正取引委員会の取組」
公正取引委員会事務総局中部事務所 総務管理官
 - ・基調講演 「自動車のサプライチェーンにおける適正取引」
トヨタ自動車(株) 調達本部 副本部長
 - ・パネルディスカッション
モデレーター：ワンドロップス(株) 代表取締役
パネリスト：①トヨタ自動車(株) 調達本部副本部長
②(株)鬼頭精器製作所 代表取締役
③KUROFUNE(株) 代表取締役
④ニッシンテクニス(株) 代表取締役
- 共同宣言 宣言式
 - ・知事あいさつ・改正内容説明
 - ・署名
 - ・各団体トップからの発言 中部地方整備局長ほか12団体の長
 - ・写真撮影



佐藤局長の発言

価格転嫁については、昨年の法改正により民間工事では当事者間で誠実に協議していただくよう実効性を確保し、賃上げについては、民間工事を含め建設現場で働く人たちの賃金の「おおむね6%の上昇」を目指すことを国交大臣と建設業団体と申し合わせしました。



3. 処遇改善(賃上げ)に向けた取組

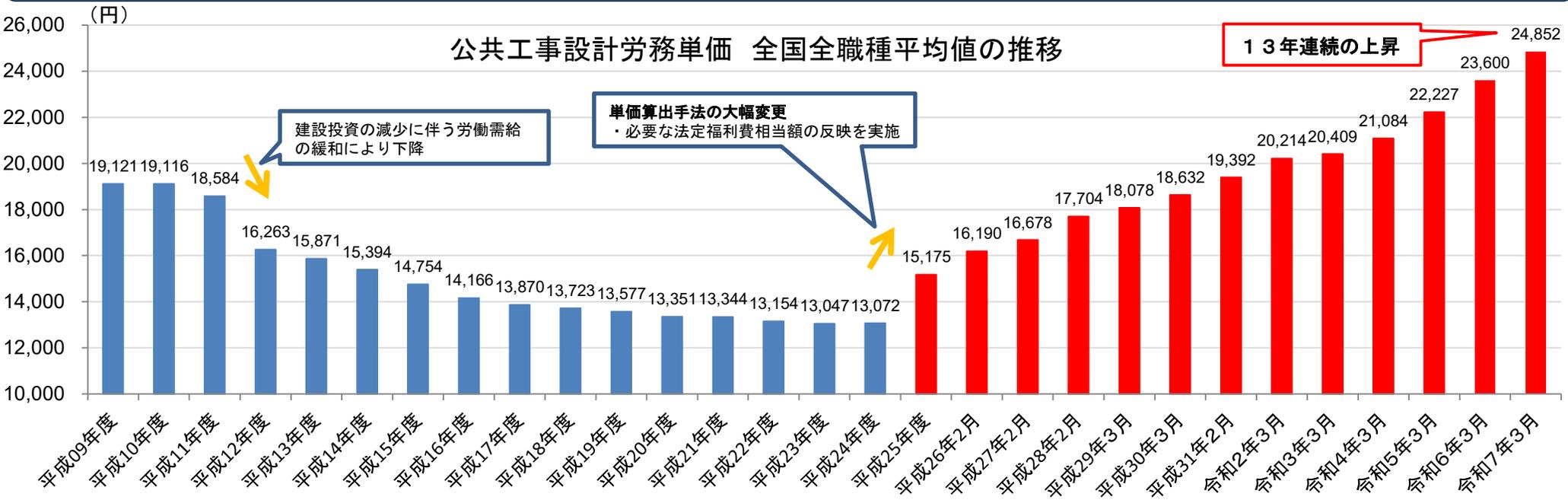
令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価について

単価設定のポイント

- (1) 最近の労働市場の**実勢価格を適切・迅速に反映**し、47都道府県・51職種別に単価を設定
- (2) **時間外労働の上限規制に対応するために必要な費用**を反映

全国

全 職 種 (24,852円) 令和6年3月比; +6.0% (平成24年度比; +85.8%)
 主要12職種 (23,237円) 令和6年3月比; +5.6% (平成24年度比; +85.6%)



参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	R06	R07	H24比
全 職 種	+15.1%	+7.1%	+4.2%	+4.9%	+3.4%	+2.8%	+3.3%	+2.5%	+1.2%	+2.5%	+5.2%	+5.9%	+6.0%	+85.8%
主要12職種	+15.3%	+6.9%	+3.1%	+6.7%	+2.6%	+2.8%	+3.7%	+2.3%	+1.0%	+3.0%	+5.0%	+6.2%	+5.6%	+85.6%

注1) 金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイレ式で算出し、令和2年以降は令和2年度の標本数をもとにラスパイレ式で算出した。
 注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。
 注3) 伸び率は単純平均値より算出した。

開催概要

日時：令和7年9月11日 16:00～17:00

出席団体：日本建設業連合会、全国建設業協会
全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会

テーマ：令和8年度概算要求、建設業の賃金引上げ、生産性向上等の推進に向けた取組 等

- 活発な民間投資に応えながら**公共工事予算の執行が順調であること**などから、**十分な施工余力があること**について再確認。
- 2月に行われた車座の場で申し合わせた**賃金引き上げや生産性向上への対応**については、**官民一体となって取組を進めていることを確認**。
- その他、**猛暑に対応した働き方や外国人材の確保・育成に向けた取組**について議論。

【前回（令和7年2月）の申し合わせ】

- **技能者の賃上げについて**、民間工事も含め、**「おおむね6%の上昇」**を目標とし、**その達成のための取組を強力に推進**すること
- **生産性向上について**、省力化投資促進プランも踏まえ、各団体において、具体的な目標・期限を定めた計画を早急に策定し、**業種・職種に応じた効果的な取組を推進**すること



○公共工事に従事する者の賃金引上げに向けた環境整備が図られるよう、地方公共団体に対して、

① 安定的・持続的な公共投資の確保、② 適正な予定価格の設定、③ ダンピング対策の更なる徹底等を繰り返し通知・要請

○ さらに、都道府県公契連等を通じて市町村を含む全ての地方公共団体に対して、直接働きかけを実施

安定的・持続的な公共投資の確保等

建設企業が将来の見通しをもちながら、技能労働者等の安定的な雇用等を図るため、公共投資の安定的・持続的な見通しの確保が必要



《特に強化すべき取組》

- 安定的・持続的な公共投資の確保
- 計画的な発注や中長期的な公共工事の発注の見通しの作成・公表
- 技能者の処遇改善に資する施工時期の平準化推進(年間を通じた工事量の安定)

適正な予定価格の設定等

工事の円滑な施工確保や賃金引き上げの原資となる労務費の適正確保を図るため、適正な予定価格の設定に向けた取組の更なる強化が必要



《特に強化すべき取組》

- 最新の設計労務単価の早期適用等を含む労務費の最新の実勢価格反映
- 資材単価について最新の実勢価格を適切に予定価格に反映すること
- 施工条件の適切な明示と必要となる経費の計上
- 設計変更・契約変更等の適切な実施

ダンピング対策の更なる徹底

賃金等の労働条件の悪化を防止し、工事の品質確保や、担い手の育成・確保に必要な適正利潤の確保を図るため、ダンピング対策の更なる強化が必要

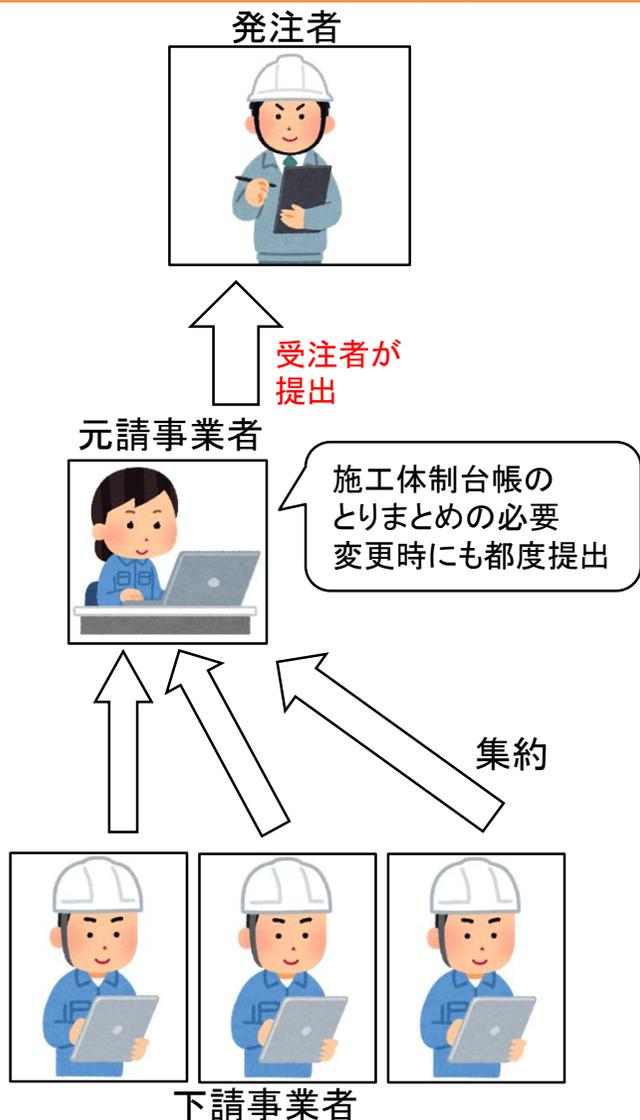


《特に強化すべき取組》

- 低入札価格調査制度等の適切な活用の徹底によるダンピング受注の排除
- 調査基準価格等の水準の見直し
- 調査基準価格を下回る受注における履行確保措置の徹底

○ 入契法上、義務とされている公共工事における施工体制台帳の写しの提出について、システム等で直接発注者が施工体制を参照できる場合には、**提出義務を免除**

これまでの施工体制台帳等の扱い



＜現行制度＞

公共工事においては、規模にかかわらず、受注者が下請契約を締結する場合、
①施工体制台帳の作成
②施工体制台帳の写しの発注者への提出が義務とされている

＜制度見直しの背景＞

元請企業の技術者は、日中の現場監督業務ののち、夜間に工事書類作成業務を行うため、残業時間が多い傾向

⇒元請企業の技術者の負担を軽減し、建設業の働き方改革を推進する必要

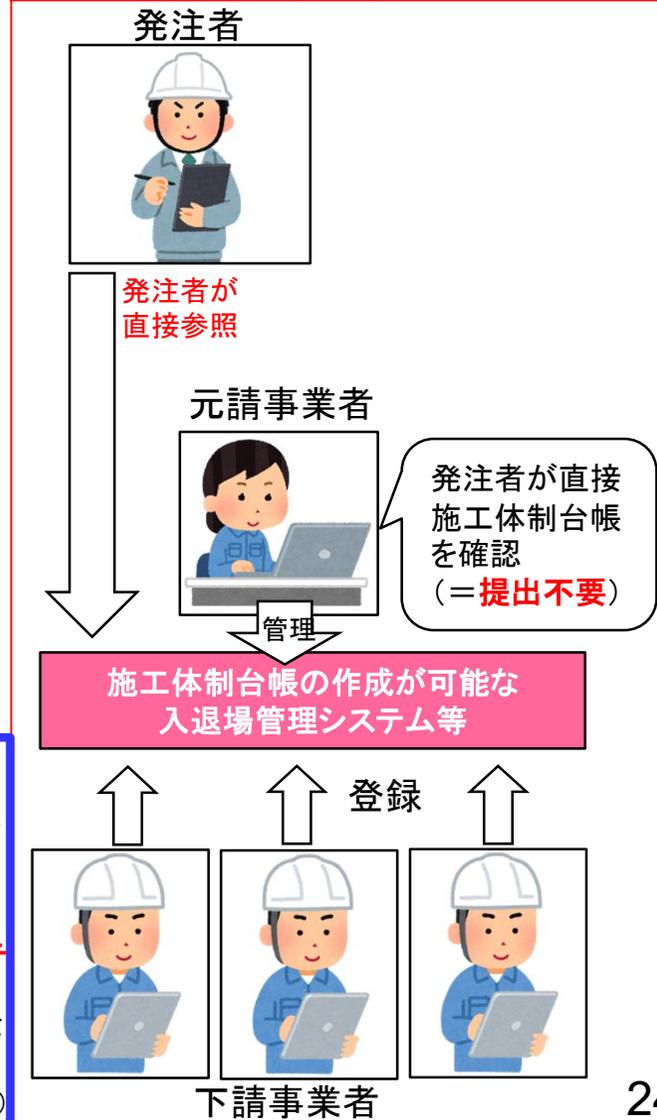
法改正により提出義務を緩和

＜見直し後の提出義務について＞

- ・提出義務は存置
- ・ただし、**システムを活用して発注者が施工体制を確認することができる措置***を講じている場合は、**提出不要**とする

※入契法施行規則で以下のとおり規定
建設キャリアアップシステムその他適切なシステムを利用する方法により、発注者が同項に規定する施工体制台帳の記載事項を確認することができるようにする措置
(**その他システム**は、今後の改修を踏まえ拡大・通知予定)

改正後



中央建設業審議会

「建設業における社会保険加入の徹底について（提言）」

（平成24年3月）

関係者を挙げて社会保険未加入問題への対策を進めることで、

- 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
- 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築を実現する必要がある

これまでの主な取組

1. 行政・元請・下請一体となった保険加入の推進

- 建設業社会保険推進連絡協議会の設置（H24.5設置、H29.5改組）
 - ・建設業関係団体等84団体、学識経験者、行政（国交省、厚労省）により構成
 - ・実施後5年（H29年度）を目的に、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指すことを目標として共有
 - ・目標の達成に向け、それぞれの立場で社会保険未加入対策を推進することを申し合わせ

2. 行政によるチェック・指導

- 経営事項審査における減点幅の拡大等（H24.7～）
 - ・未加入企業に対する減点幅の拡大（H24.7～）
 - 減点措置の厳格化（W点の下限値をゼロからマイナスへ見直し）（H30.4～）
- 許可更新時等の確認・指導（H24.11～）
 - ・許可更新・経審・立入検査時に保険加入状況を確認・指導
 - ・立入検査時には元請企業による下請企業への指導状況も確認
 - ・未加入の企業は保険担当部に通報
- 許可要件化（R2.10～）
 - ・建設業法を改正し、社会保険への加入を建設業許可の要件化

3. 公共工事における対策の実施

- 国土交通省直轄工事における対策の実施（H26.8～段階的に実施）
 - ・二次下請以下の下請企業についても加入企業に限定（H29.4～）
 - ・二次下請以下の未加入企業についても元請にペナルティを実施（H29.10～）
- 地方公共団体発注の工事における対策の実施
 - ・加入企業への限定を図ることを入札契約適正化法に基づき要請（H28.6）
 - ・公共標準約款を改正し、下請企業を加入企業に限定する規定を創設（H29.7）

4. 民間発注工事における対策の実施

- 工事施工を加入企業に限定する旨の誓約書の活用（H30.1～）

5. 社会保険加入に係る建設企業の取組指針の制定・浸透

- 下請指導ガイドライン（課長通知）の制定（H24.11～）
 - ・元請企業は、下請企業や作業員の保険加入状況を確認・指導
 - ・平成29年度以降は、①未加入企業を下請企業に選定しない、②適切な保険に未加入の作業員は特段の理由が無い限り現場入場を認めない取扱い
 - ・令和2年10月より社会保険加入確認のCCUS活用の原則化
 - ・令和4年4月より働き方自己診断チェックリストを活用した、一人親方の実態の適切性の確認を強化

6. 法定福利費の確保

- 直轄工事の予定価格への反映（H24.4～）
 - ・事業主負担分及び本人負担分について、必要な法定福利費を予定価格に反映
- 法定福利費を内訳明示した見積書の活用
 - ・専門工事業団体毎に「標準見積書」を作成し、活用を開始（H25.9～）
 - ・建設業許可部局の立入検査による見積書の活用徹底（H28.6～）
 - ・研修会の開催、簡易版の「見積書の作成手順」の作成等による周知・啓発
 - ・標準見積書による労務費及び法定福利費の確保について、元請・下請・民間発注者に対して取組を再度要請（R3.12～）
- 請負代金内訳書への法定福利費の内訳明示（H29.7）
 - ・標準約款（公共／民間／下請）を改正し、受注者が作成し発注者に提出する請負代金内訳書に法定福利費を内訳明示
- 法定福利費の支払い状況に関する実態調査の実施（H29.9～）

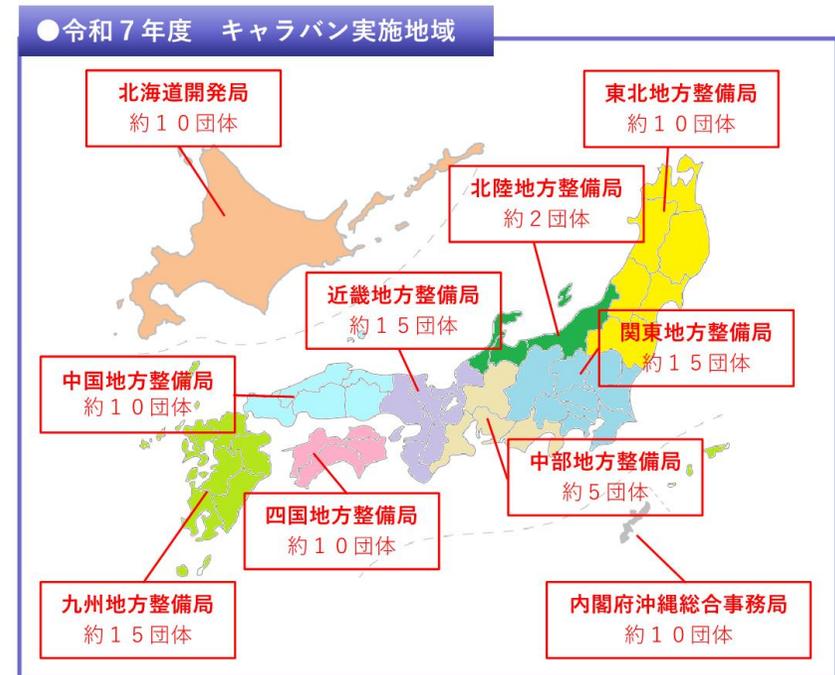
7. その他

- 周知・啓発・相談体制の充実等
 - ・相談窓口の設置、全国社会保険労務士会連合会との連携強化（H28.7～）
 - ・地元の建設業者が参加し、事例共有や行動基準の採択を行う「社会保険加入推進地域会議」を都道府県単位で開催（H29.7～R元）、「適切な保険」についてフローチャート形式で確認できるリーフレットの作成、周知（H30.1～）

4. その他

○発注者協議会ライン（企画部）と調整し、管内市町5団体に対し週休2日工事の実施を重点テーマに個別訪問による働き掛けを実施。その結果、全5団体が本年度中又は次年度に週休2日工事を発注する予定、意思を確認できた（R7.11.5時点）。

個別訪問は、発注者協議会ライン（企画部技術管理課、県技術検査課など）が同行し、週休2日のほか平準化、**CCUSの活用推進**などについても助言、意見交換を行うことができた。



ポイント

- ・発注者協議会ラインと連携し、ブロック発注者協議会の作業部会（4/24）に出席し、4月から地方公共団体の入札制度改善業務が整備局に下りてきたことを説明し、今後の協力を依頼。
- ・県公契連より早く開催される県発注者協議会（7/29愛知、8/5静岡、8/7三重、8/26岐阜）で、地域の守り手である建設業の担い手不足対策として、週休2日工事などの取り組み強化が喫緊の課題であること。入契法改正により、総務省・国交省が地方自治体に勧告などを行う規定が創設されたこと。今後、各種施策の取組強化を依頼する個別訪問が見込まれることを説明。

地域建設業経営強化融資制度の導入促進活動に合わせた入契調査結果の改善依頼

中部管内の全164団体（県、市町村）中、125団体（約76%）が当該融資制度を導入しており（R7.4.30現在）、毎年、未導入団体を個別訪問して導入を働き掛けている。

今年は9団体を訪問し、週休2日、平準化などの建設業施策を説明し、入契カルテの要改善事項への取り組みも依頼した。

○当該融資制度の導入依頼の前段に、訪問先団体の入契カルテ、発注者協議会資料の抜粋版を使い、主に以下の要改善事項などを説明。

- ・地域の守り手である建設業の担い手不足対策としての週休2日、平準化などの取り組み強化が喫緊の課題。
- ・カルテの赤着色項目は入契法違反状態であり早期の是正が必要。
- ・入契法改正により、総務省・国交省が地方自治体に勧告などを行う規定が創設された。

その他技能労働者の処遇改善	取組状況 (1/3)
○ 建設キャリアアップシステムの利用推進策	未実施

CCUSの利用促進策の取組状況も入契カルテで公表されています。

The screenshot shows a detailed compliance card with multiple sections. A red dashed box highlights the '建設キャリアアップシステムの利用推進策' (CCUS utilization promotion strategy) item, which is marked as '未実施' (Not implemented). Other items include '労働者の処遇改善' (Improvement of worker treatment) and '労働者の健康確保' (Ensuring worker health), with various status indicators like '実施済' (Completed) or '未実施' (Not implemented).

目的：中部管内の工業高校・専門学校の学生を対象に、専門工事業の職業体験を通じて、建設業の魅力ややりがいを伝え、入職につながる場を提供することで将来の建設業の担い手を確保し、持続可能な建設業の実現に寄与する。

- 共催：(一社)建設産業専門団体連合会／建設産業専門団体中部地区連合会
- 後援：中部地方整備局、愛知労働局等



概要

開催日：令和7年9月25日～26日 2日間
 場所：ポリテクセンター中部（愛知県小牧市）
 参加者数：240人
 参加業種：13業種
 型枠・鉄筋・とび・内装・タイル・左官・
 ダイヤモンド工事・圧接・クレーン・重機・
 金属・PC(プレストレストコンクリート)・塗装

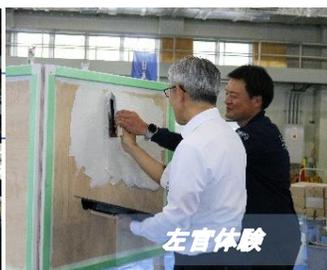
<参加校内訳>

・東海工業専門学校金山校	28人 (男性26・女性 2)
・名古屋高等技術専門学校	11人 (男性 4・女性 7)
・名古屋市工芸高等学校	40人 (男性29・女性11)
・浜松工業高等学校	40人 (男性27・女性13)
・名古屋工業高等学校	60人 (男性60・女性 0)
・愛西工科高等学校	24人 (男性22・女性 2)
・岐南工業高等学校	33人 (男性23・女性10)
・建設業振興基金 (育成支援事業)	4人 (男性 4・女性 0)

視察の様子



鉄筋組立体験



左官体験



森本局長挨拶



クレーン操作体験



足場組立体験(とび)



鉄筋ガス圧接体験



外壁塗装体験



軽量ボード設置体験



タイル貼体験

アンケート結果

『将来建設業の仕事をしたい』

フェア前：56.6% → フェア後：66.5% **9.9%UP!**

- 生徒の声：・多種多様な仕事の体験ができて、将来の仕事を決めるための知識を得られた。
 ・建設業では様々な種類の仕事の方がいて、全員で作り上げるということに魅力を感じた。
- 先生の声：・実際にやってみたり、その仕事をやっている方から直接お話をきくことで仕事のイメージが具体化されたと思う。
 ・様々な業種により建設工事が成り立っていることを理解することができ、今後の進路を見直すきっかけとなった。

会場の様子

【開催目的】

将来の中部圏における建設産業の担い手である若手技術者等の確保・育成の一環として、若い世代の技術者等が交流を深め、また建設業の魅力を伝える場を提供することで、人的なネットワーク形成、職業観・就労意識の形成・向上につなげ、業界の継続的な発展に寄与することを目的とする。

主催：中部圏建設担い手育成ネットワーク協議会

構成員：東海四県土木教育研究会、(学)電波学園 東海工業専門学校金山校、日建連中部支部、各県建設業協会、建専連中部地区連合会
オブザーバー：中部地方整備局、管内各労働局、管内各県

開催日：令和7年6月20日（金）

場 所：中部技術事務所

参加者：愛知・岐阜・静岡・三重県内の建設企業で働く、10代から30代の若手技術者22名

実施概要：VR映像による現場の疑似体験・建設機械の遠隔操作などを通じたインフラ分野におけるDXを体感、土木構造物の品質管理の重要性を学ぶとともに、グループワークによる参加者の交流を深める。

アンケート結果：・現場の新しい形の一部を見れたように感じた。

- ・最新技術について、聞いて、見て、触れて、有意義な時間を過ごせた。
- ・多くの体験を通じて、建設業の現状や最新技術、今後の展望を知ることができた。
- ・普段、同年代の人との関わりが少ないので良い機会だった。
- ・ワークショップやグループディスカッションで積極的な交流ができた。



VR映像による現場の疑似体験



無人化施工バックホウの遠隔操作体験



土木構造物の品質管理の重要性を学ぶ



グループワークで交流を深める

建設業女性就業者座談会の実施



日時：令和7年2月3日（月）

9:30～12:30

主催：（一社）愛知県建設業協会・中部地方整備局・（株）建通新聞

建設業界で働く女性就業者（技術者・技能者）が集まり、女性の更なる活躍を目指し、「建設業女性就業者座談会」を平成22年度から毎年開催しています。

令和6年度は女性就業者6名が出席し、女性が働きやすい環境や、今後の建設業の未来像等について、活発な意見交換を行いました。

女性目線で建設業界の働き方や女性活躍・定着に必要なことなどを取り上げ、それらを情報発信することにより、女性定着の促進を図ります。



【参加者の声】

- ・産休育休、時短勤務、フレックスの制度はあるが、事例が無く使えない。男女問わず積極的に利用し、活用促進が必要。
- ・作業着を可愛くしたら、テンションも上がり、仕事に対するモチベーションも上がるのではないかと。
- ・建設業はきついイメージが強いが、今はIT施工も進んでおり、内勤等もあるということをもっと伝えたらどうか。

職業講話の実施



中学・高校等に中部地方整備局の職員が出向き、建設業に関する講演をする「職業講話」を実施しています。整備局の紹介、建設業のさまざまな仕事の内容や社会に果たす役割などをわかりやすく説明、解説を行っています。

平成26年度から令和6年度まで、管内の中学校、高等学校延べ55校で実施しており、約11,130人の生徒が受講しています。

令和7年度は以下のとおり実施（予定）しています。（12月末現在）

★実施済：9月12日 豊田市立中学校（122名）、11月7日 春日井市立中学校（30名）

☆実施予定：2月6日 春日井市立中学校（40名）

第4回 建設人材育成優良企業表彰受賞者一覧(中部地方整備局管内)

国土交通大臣賞 受賞企業

企業名等	取組のポイント
<p>(株)文創 <small>ふみ そう</small> (愛知県、大臣許可) (専門工事業) (従業員71名) (資本金 約1千万円以上2千万円未満)</p>	<p>○若年者入職促進として、テレワークの勤務規定や、「<u>バースデー休暇</u>」、「<u>リリーフ休暇</u>」等を制定し、多くの社員が取得。<u>ワークライフバランスを重視する若年層にとって働きやすく魅力的な職場環境づくりを実施</u>することで入職後の定着につながっている。</p> <p>○女性活躍・定着促進について、<u>女性だけの専門技能者集団「W」の部署の設置</u>や、<u>ハラスメントに関する相談窓口の設置</u>や、<u>外部講習による講習を実施</u>。</p>

優秀賞 総合部門 受賞企業

企業名等	取組のポイント
<p>市川土木(株) <small>いちかわ とほく</small> (静岡県、大臣許可)(総合建設業) (従業員70名) (資本金 約1億円以上3億円未満)</p>	<p>○<u>CCUSの利用状況や技能者の就業状況を集計・報告する「計測日総括表」を全国の現場への普及に貢献</u>。能力評価や処遇改善に取り組む協力会社とレベルアップに取り組む技能者を表彰。</p> <p>○目標面談や資格手当等で人材育成を推進(資格手当受給者率82%)</p>
<p>(株)SS <small>えすえす</small> (愛知県、知事許可)(専門工事業) (従業員30名) (資本金 約1千万円以上2千万円未満)</p>	<p>○<u>教育センターを設立</u>し、自社・他社の職人へ特別教育や資格取得支援を実施。高校(工業科)の生徒にも資格取得の機会を提供し、<u>人材育成や建設業界への就職意識向上に貢献</u>。</p> <p>○市内企業で「<u>とよた市みんなの人事部</u>」を設立し、採用や定着支援の取組を協働。</p>
<p>(株)東海維持管理工業 <small>とうかい いじかんりこうぎょう</small> (愛知県、大臣許可)(総合建設業) (従業員55名) (資本金 約2千万円以上5千万円未満)</p>	<p>○<u>下水管カメラの遠隔操作ブースをオフィス内に導入する等、妊娠中の女性も継続就業できる多様な働き方を実現</u>。</p> <p>○給与体系を月給制へ変更し、資格や技能に連動した人事評価を実施。</p>

※企業の情報等は令和7年3月末時点のものとなります

第4回 建設人材育成優良企業表彰 受賞企業の主な取組内容（中部地方整備局管内）

(株)文創 国土交通大臣賞

取組名	取組内容	具体的な効果
<p>「働きやすい環境づくり」 (若年者入職促進)</p>	<p>若年層にとって「この会社で働きたい」と感じるような魅力的な職場環境づくりを実施。</p> <p>○柔軟な働き方の導入 ・テレワーク勤務規定の制定</p> <p>○福利厚生の実施： ・年次有給休暇とは別に、自社独自の有給制度を制定。 ・「リリーフ休暇」、「バースデー休暇」は取得率が高い。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・プライベートと両立がしやすい職場環境を提供することで、幅広い人材の獲得を目指すことができた。 ・ワークライフバランスの充実により、若年層の離職率が低く、入職後の定着に繋がった。 <p>★<u>テレワークや「リリーフ休暇」などの活用により、家族の急な体調不良などに対応できるようになった。</u></p>
<p>「女性活躍・ハラスメント対策」 (女性活躍・定着促進)</p>	<p>制度を整えるだけでなく、女性社員は心身共に健康で、長く働き続けられる環境作りを重視。</p> <p>○女性技能者集団「W」の設置： ・女性が能力を最大限に発揮した細部にまでこだわりを持った施工。 ・柔軟な働き方の推進(スライド勤務、短時間勤務制度(1016project)など)</p> <p>○ハラスメント対策： ・ハラスメント相談窓口の設置 ・外部講師によるハラスメント講習の実施。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社員男女比率について、女性比率45%。 ・管理職の女性比率について、女性比率41% ・役員5名の内、1名は女性。 ・育休取得実績について、女性の育休取得率100%



1016project(10時～16時の時短勤務)



女性技能者の活躍の様子

第4回 建設人材育成優良企業表彰 受賞企業の主な取組内容（中部地方整備局管内）

市川土木(株) 優秀賞総合部門

取組名	取組内容	具体的な効果
「当社のCCUS普及促進の取組」 (CCUSの活用)	<ul style="list-style-type: none"> ○モデル工事における現場管理者のモチベーション高揚に向けた「計測日総括表」の考案。 ○CCUSの全国普及に向けた講習会や情報交換会等の開催 ○熱心にCCUSに取り組む協力会社・技能者を応援する表彰制度の創設。 	<ul style="list-style-type: none"> ・直轄工事及び自治体を含む全国のモデル工事で「計測日総括表」を活用。 ・R5.11.20に技能者レベルに応じた手当支給等に取組む下請協力業者、当社の工事現場で就業履歴を蓄積しているレベル4技能者を表彰。
「目標面接制度で人材育成」 (キャリアパスに基づいた人材育成等)	<ul style="list-style-type: none"> ○年3回、目標の達成度を自己と上司で評価する「目標面接」を実施。 ○月1回社内勉強会を開催することや、資格手当を設けることで社員の資格取得やスキルアップを応援。 	<ul style="list-style-type: none"> ・目標を明確化することで、自己の能力開発や上司の育成指導が促進され、若手技術者の成長に繋がった。(若手技術者が中心となり、大規模工事を無事故で完成させた。) ・全社員の資格手当の受給率が82%に向上。



CCUS普及に向けた情報交換会の様子



若手技術者による安全協議会での論文発表

(株)SS 優秀賞総合部門

取組名	取組内容	具体的な効果
「学校教育活動への積極的な支援」 (若年者入職促進)	<ul style="list-style-type: none"> ○インターンシップ、出前授業等への積極的な参加による児童・生徒のキャリア教育の支援。 ○学校行事等に活用してもらうための足場を提供。 ○当社社員による高等学校への金融教育の実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童・生徒の建設業や足場とびへの理解、関心が向上。 ・インターンシップ・職場体験受入: 8校12名 ・出前授業: 7校175名 ・足場提供: 小中高・合計14校 ・金融教育: 1校60名
「教育センター設立」 「とよた みんなの人事部設立」 (その他)	<ul style="list-style-type: none"> ○教育センターを設立し、特別教育を実施することで自社・他社の資格取得を支援。高校生にも資格取得の機会を提供。 ○人材確保や育成等に関して同じ課題を持つ市内企業が集まり、団体を設立。当団体の認知度向上のため、市主催のイベントに参加。 	<ul style="list-style-type: none"> ○特別教育等を実施し、業界内の資格取得に貢献。 ・足場4回25名、高所作業車4回48名、フルハーネス10回61名 他、実績多数 ○団体として活動することで、所属企業の知名度が向上。 ・市主催イベントのブース来場者: 400名 ・市と協働の出前授業: 2校60名 ・市と高校共催の企業説明会1校50名 他、実績多数



高校生インターンシップ

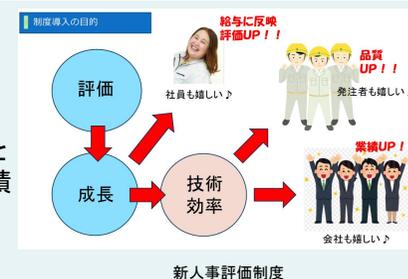


社内外職人の特別教育

第4回 建設人材育成優良企業表彰 受賞企業の主な取組内容（中部地方整備局管内）

(株)東海維持管理工業 優秀賞総合部門

取組名	取組内容	具体的な効果
「人事評価制度と給与改善」 「社内研修TBS」 （処遇の改善） （キャリアパスに基づいた人材育成等）	<ul style="list-style-type: none"> ○評価と育成を連動させた新人事評価制度を整備。 ○給与体系を月給制へ変更し、評価制度と連携。 ○全社員総合職とし、現場と事務職の給与差異を廃止し、マルチに活躍できる人材の育成を開始。 ○幹部候補養成オリジナル年間研修プログラム（TBS=Tokaiji Business School）を設計。幹部としての意識付けから部下育成の手法等を習得。プログラムでは全社員が参加できる研修も開講。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国家資格取得の受験数が大幅に増加。 ・全社員を総合職としたことで、人材活用の幅が広がった。 ・研修に参加した社員がチームリーダーとして現場を牽引し、メンバー育成等にも積極的に取り組んでいる。
「遠隔下水管カメラ調査」 （女性活躍・定着促進）	<ul style="list-style-type: none"> ○下水管カメラ調査において遠隔操作を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働時間が削減され、作業効率化が実現。 ・オフィスからの遠隔操作により、妊娠中の女性社員が同様の業務に継続就業できる多様な働き方を実現。 ・遠隔操作設備の導入により、OJTの習得度が大きく向上。新卒女性社員2名が、1年でオペレーターとして成長。 <p>★本取組は建通新聞に掲載。</p>



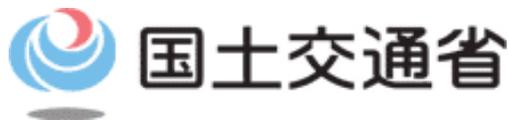
○参考資料(第4回建設人材育成優良企業表彰の応募内容について)

応募内容(第4回)

- 応募対象：建設産業の担い手の確保及び育成に取り組んでいる企業(CCUSに事業者登録していること)等
- 申請内容：以下の8つの項目について、設問への回答及び自社の主な取り組み内容を入力し、応募
 - ・CCUSの活用
 - ・若年者入職促進
 - ・適正な下請け代金による請負契約締結促進
 - ・キャリアパスに基づいた人材育成等
 - ・処遇の改善
 - ・労働環境の改善、働き方改革
 - ・女性活躍・定着促進
 - ・その他
- 応募期間：令和7年5月8日(木)～令和7年6月30日(月)
※応募期間延長：～令和7年7月18日(金)
- 応募数：計82企業

建設業の人材確保・育成に向けて（令和8年度予算案の概要）

- ◆ 建設業の技能者のうち、**60歳以上の割合が約4分の1を占める一方、29歳以下は全体の約12%**となっている。建設業が引き続き「地域の守り手」として役割を果たしていくためには、将来の建設業を支える担い手の確保が急務となっている。**特に若者や女性の建設業への入職や定着の促進などに重点を置きつつ、担い手の処遇改善、働き方改革、生産性向上を一体として進める**ことにより、中長期的に人材確保・育成を進めていくことが重要である。
- ◆ **国土交通省と厚生労働省は、業界団体が技能者の処遇改善や技能の研鑽を目指し推進する「建設キャリアアップシステム（CCUS）」の活用促進など、引き続き、両省で連携して建設業の人材の確保・育成に向けた取組を進めていくこととしており、令和8年度予算案において所要の措置を講じる。**



建設産業の健全な発展を図る観点から、建設業者団体や企業と連携し、就労環境の整備や人材確保・育成に向けた取組、建設工事請負契約の適正化等を実施

連携

CCUSの普及・促進に向けた取組

- **適正な雇用関係と併せた取組**（国交省）
CCUSの導入促進と適正な雇用関係への誘導を目的とした説明会実施など
- **建設関係助成金による支援**（厚労省）
CCUSの活用促進に取り組む建設事業主体を支援
- **CCUSの普及啓発等**（国交省、厚労省）
ハローワーク利用者等に対する周知など



建設労働者の確保や雇用の安定を図る観点から、建設業者団体や企業が人材確保・育成等に取り組む際の助成金の支給やハローワークにおいて就職支援を実施

人材確保

建設業への入職や定着を促すため、建設業の魅力の向上やきめ細かな取組を実施

人材育成

若年技能者等を育成するための環境整備

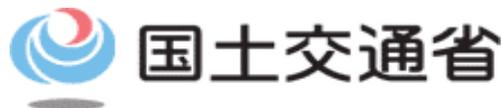
魅力ある職場づくり

技能者の処遇を改善し安心して働けるための環境整備

建設業の人材確保・育成をサポート

建設事業者

国土交通省と厚生労働省の令和8年度予算案の概要



※◆は建設業に特化した支援

人材確保

<p>◆ 担い手確保等を通じた持続可能な建設業の実現 3.5億円の内数 <small>※上記に加え、令和7年度補正予算 7.2億円の内数</small></p> <p>適正な工期設定等による働き方改革の推進 建設技術者の働き方改革の推進 建設業の生産性向上の促進 地方の入札契約改善推進事業 建設業における技能者の適正な雇用関係の促進 建設職人の安全・健康の確保の推進 建設産業の担い手確保に向けた女性・若者の入職・定着の促進 適正な労務費の基準の設定等による処遇改善の推進 多様な人材の入職拡大に向けた魅力発信</p>	<p>◆ 建設事業主等に対する助成金による支援 71億円</p> <p>◆ 「つなぐ」化事業の実施 29百万円</p> <p>◇ ハローワークにおける人材不足分野のマッチング支援 56億円 <small>※上記に加え、令和7年度補正予算 52百万円</small></p> <p>◇ 高校生に対する地元における職業の理解の促進支援 19百万円</p>
--	---

人材育成

<p>◆ 担い手確保等を通じた持続可能な建設業の実現 (再掲) 3.5億円の内数 <small>※上記に加え、令和7年度補正予算 7.2億円の内数</small></p> <p>◇ 暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業 105億円の内数</p>	<p>◆ 中小建設事業主等への支援 4.9億円</p> <p>◆ 建設分野におけるハロートレーニング (職業訓練) の実施 1.2億円</p> <p>◇ ものづくりマイスター制度による若年技能者への実技指導 26億円</p> <p>◆ 建設事業主等に対する助成金による支援 (再掲) 71億円</p>
---	--

魅力ある職場づくりの推進

<p>◆ 担い手確保等を通じた持続可能な建設業の実現 (再掲) 3.5億円の内数 <small>※上記に加え、令和7年度補正予算 7.2億円の内数</small></p>	<p>◇ 働き方改革推進支援助成金による支援 101億円</p> <p>◇ 働き方改革推進支援センターによる支援 30億円</p> <p>◆ 雇用管理責任者等に対する研修の実施 1.0億円</p> <p>◆ 「つなぐ」化事業の実施 (再掲) 29百万円</p> <p>◆ 建設業の一人親方等の安全衛生対策支援事業 1.7億円</p> <p>◆ 中小専門工事業者の安全衛生活動支援事業の実施 96百万円</p> <p>◇ 労災保険特別加入制度の周知広報等事業の実施 31百万円</p> <p>◆ 墜落・転落災害等防止対策推進事業 86百万円</p> <p>◆ 建設事業主等に対する助成金による支援 (再掲) 71億円</p>
--	---

人材確保

3.5億円の内数（1.5億円）

※上記に加え、令和7年度補正予算 7.2億円の内数

◆ 担い手確保等を通じた持続可能な建設業の実現

- **適正な工期設定等による働き方改革の推進【継続】**
持続可能な建設業の実現に向けて、働き方改革の更なる推進を図るため、工期設定に関する実態調査や工期の適正化のための周知・啓発に係る事業を実施。
- **建設技術者の働き方改革の推進【継続】**
適正な施工確保のため建設現場に配置が求められる建設技術者に関して、働き方改革・担い手確保のため、技術者配置要件等の制度合理化及び入職促進等に資する調査を実施。
- **建設業の生産性向上の促進【新規】**
中長期的な視野に立脚した建設業行政検討に向け、ICT導入に係る生産性向上策の深堀調査や、今日的な「技術と経営に優れた企業」を適切に評価するために経営事項審査等の企業評価の見直し検討を実施。
- **地方の入札契約改善推進事業【拡充】**
地方公共団体の発注体制の強化・入札契約適正化の一層の加速化を図るため、入札契約制度の見直し等を実施する地方公共団体の検討やモデル工事の設計等を支援。
- **建設業における技能者の適正な雇用関係の促進【継続】**
建設業の担い手確保に向け、建設キャリアアップシステムの加入促進や、適正な雇用関係の促進による技能者の処遇改善・競争環境の整備に向けた施策を実施。
- **建設職人の安全・健康の確保の推進【継続】**
建設職人基本計画に基づき、建設業における労働災害の撲滅に向けて、安全衛生経費が下請事業者適切に支払われる環境を整備するため、「安全衛生対策項目の確認表」「標準見積書」の使用実態調査、安全衛生経費の重要性・必要性に関する戦略的広報を実施。
- **建設産業の担い手確保に向けた女性・若者の入職・定着の促進【継続】**
令和7年3月に策定した「建設産業における女性活躍・定着促進に向けた実行計画」に基づく取組を推進。現場の環境整備を促進するため、技術者・技能者が快適に過ごせるよう配慮された事例を調査し、工夫事例を含む手引きの作成等を実施。
- **適正な労務費の基準の設定等による処遇改善の推進【継続】**
改正建設業法に基づき、中央建設業審議会が新たに作成・勧告する「労務費の基準」について、基準の実効性確保策及び、基準の改定・精緻化等に向けた調査・検討を実施。
- **建設業への入職促進に向けた魅力発信事業【新規】**
建設業への更なる入職促進に向け、工業高校生等の就職有望層に対するPR手法の整理及び就業障壁の解消に向けた調査・検討を実施

※◆は建設業に特化した支援
 ※()内は令和7年度当初予算額

人材育成

- ◆ **担い手確保等を通じた持続可能な建設業の実現** (再掲) **3.5億円の内数 (1.5億円)**
※上記に加え、令和7年度補正予算 7.2億円の内数
- ◇ **暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業【新規】** **105億円の内数**
 地域に根づいた住宅生産の担い手不足への懸念や大規模災害リスク等を踏まえ、地方公共団体と締結する災害協定等の内容に応じ、一定のエリアにおいて横連携を図る地域の住宅生産事業者等で構成されるグループが、災害発生時に備えて実施するモデル的取組に対して支援を行う。

魅力ある職場づくりの推進

- ◆ **担い手確保等を通じた持続可能な建設業の実現** (再掲) **3.5億円の内数 (1.5億円)**
※上記に加え、令和7年度補正予算 7.2億円の内数

※◆は建設業に特化した支援
※()内は令和7年度当初予算額

人材確保

◆ 建設事業主等に対する助成金による支援【一部新規】

71億円（69億円）

- 雇用管理改善や人材育成に取り組む中小建設事業主等に経費や賃金の一部を助成する。助成目的別に人材確保等支援助成金、人材開発支援助成金及びトライアル雇用助成金がある。
- 人材確保等支援助成金若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コースにおいて、事業主が「建設業の魅力の発信から入職・定着」まで一体的に行う取組を支給対象事業に追加し、入職者が定着した場合には上乗せ支援を実施する。
- 人材確保等支援助成金建設キャリアアップシステム等活用促進コースの雇用管理改善促進事業において、技能者の能力・経験に応じた適切な処遇を目的として中小建設事業主が実施するCCUSを活用した雇用管理改善の取組を支援する。※登録手数料に係る助成は普及促進事業として継続実施（令和8年度末まで延長）
- 人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）について、CCUSカード登録者の場合は賃金助成額を1.1倍にする。（令和8年度末まで延長）

◆ 「つなぐ化」事業の実施【継続】

29百万円（29百万円）

若年者の建設業に対する理解や定着促進を図るため、高等学校（工業科、普通科）や高等専門学校先生・生徒等と建設業界が「つながる機会」として、出前授業や現場見学会等を実施する。

◇ ハローワークにおける人材不足分野のマッチング支援【拡充】

56億円（50億円）

※上記に加え、令和7年度補正予算 52百万円の内数

- 医療・福祉、建設、警備、運輸などの雇用吸収力の高い分野へのマッチング支援を強化するため、ハローワークに「人材確保対策コーナー」を設置し、関係機関等と連携した人材確保支援を実施する。
- 「人材確保対策コーナー」においては、求人者への求人充足に向けた助言・指導、求職者に対する担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介、関係機関、業界団体等との連携によるセミナー、事業所見学会、就職面接会等を開催する。
- 「人材確保対策コーナー」を中心に、ハローワーク利用者に対してCCUS制度を周知するとともに、建設業の就職を希望する求職者に対してCCUS登録済み建設事業主の求人情報を提供し、応募を勧奨する。

◇ 高校生に対する地元における職業の理解の促進支援【継続】

19百万円（19百万円）

建設等も含めた多様な業種に関する職業理解を進めるため、業界団体や地元企業による高校内企業説明会等を実施する。

※◆は建設業に特化した支援
※()内は令和7年度当初予算額

人材育成

- | | |
|--|----------------------|
| ◆ 中小建設事業主等への支援【継続】 | 4.9億円 (4.9億円) |
| <p>離転職者、新卒者、学卒未就職者等を対象とした、訓練カリキュラムの策定、訓練生募集、職業訓練の実施、就職支援をパッケージで業界団体が行う事業を実施する（建設労働者育成支援事業）。</p> | |
| ◆ 建設分野におけるハロートレーニング（職業訓練）の実施【継続】 | 1.2億円 (1.3億円) |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設機械等の運転技能だけでなく、パソコンスキル講習等と組み合わせたハロートレーニングを引き続き実施する。 ・ 建設分野の職業訓練受講者に対するリーフレットを活用したCCUS制度の周知を実施する。 | |
| ◇ ものづくりマイスター制度による若年技能者への実技指導【継続】 | 26億円 (24億円) |
| <p>ものづくりマイスターを中小企業等に派遣し、若年技能者への実技指導を実施する。</p> | |
| ◆ 建設事業主等に対する助成金による支援【継続】 （再掲） | 71億円 (69億円) |

※◆は建設業に特化した支援
※()内は令和7年度当初予算額

魅力ある職場づくりの推進

- ◇ **働き方改革推進支援助成金による支援【継続】** **101億円（92億円）**

生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む中小企業・小規模事業者や、中小企業から構成され、傘下企業を支援する事業主団体に対する助成を行う。また、建設業等の令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用されている業種等については、他の業種と比べ労働時間が長い実態があることも踏まえ、専用のコースを用意し、引き続き助成を行う。

- ◇ **働き方改革推進支援センターによる支援【継続】** **30億円（30億円）**

中小企業・小規模事業者等においても、働き方改革を着実に実施する必要があることから、47都道府県に「働き方改革推進支援センター」を設置し、労務管理等の専門家による働き方改革全般に関する窓口相談や、企業訪問やオンラインによるコンサルティングの実施、企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関するセミナー等を実施するほか、働き方改革全般に係る周知啓発及び総合的な情報発信などの支援を行う。

- ◆ **雇用管理責任者等に対する研修の実施【継続】** **1.0億円（82百万円）**

雇用管理に関する基礎的な知識を習得する「基礎講習」に加え、若年者等の職場定着及び技術の習得が円滑に進むよう、指導する立場にある者等と若年労働者等が円滑なコミュニケーションを取りながら働くことのできる環境づくりの手法等を学ぶ「コミュニケーションスキル等向上コース」を建設業の雇用管理責任者等に対して実施する。

- ◆ **「つなぐ化」事業の実施【継続】**（再掲） **29百万円（29百万円）**

※◆は建設業に特化した支援
※()内は令和7年度当初予算額

魅力ある職場づくりの推進

- | | |
|--|----------------------|
| ◇ 個人事業者等の安全衛生確保支援事業【拡充】 | 1.7億円 (1.3億円) |
| 個人事業者等による災害の防止を図るため、改正労働安全衛生法の内容に関する説明会の開催、労災保険に特別加入している一人親方等に対する安全衛生教育、一人親方等が入場している工事現場への巡回指導を実施する。 | |
| ◆ 中小専門工事業者の安全衛生活動支援事業の実施【継続】 | 96百万円 (95百万円) |
| 安全衛生管理能力の向上のための集団指導・技術研修会、パトロール、個別指導等を実施する。 | |
| ◇ 労災保険特別加入制度の周知広報等事業の実施【継続】 | 31百万円 (30百万円) |
| 関係機関や関係団体を通じた一人親方等への労災保険特別加入制度の周知広報を実施する。 | |
| ◆ 墜落・転落災害等防止対策推進事業【継続】 | 86百万円 (87百万円) |
| 足場からの墜落・転落災害の防止対策の充実強化のための専門家による診断の実施、診断結果に基づく現場に対する指導・支援等を実施する。 | |
| ◆ 建設事業主等に対する助成金による支援【継続】 (再掲) | 71億円 (69億円) |